

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成28年6月29日

**【会社名】** 三洋工業株式会社

**【英訳名】** SANYO INDUSTRIES, LTD.

**【代表者の役職氏名】** 取締役社長 菊地政義

**【本店の所在の場所】** 東京都江東区亀戸六丁目20番7号

**【電話番号】** 03(3685)3451(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役総務部長 原田実

**【最寄りの連絡場所】** 東京都江東区亀戸六丁目20番7号

**【電話番号】** 03(3685)3451(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役総務部長 原田実

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成28年度6月28日の当社第82期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月28日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金処分の件

##### 1. 期末配当に関する事項

###### (1) 配当財産の割当に関する事項

当社普通株式1株につき金3円 総額104,410,572円

(注)これにより中間配当金を加えました通期の配当金は、1株につき6円となります。

###### (2) 効力発生日

平成28年6月29日

##### 2. 剰余金の処分に関する事項

###### (1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 500,000,000円

###### (2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 500,000,000円

#### 第2号議案 定款一部変更の件

1. 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設、並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等関連する規定の変更を行うものであります。

2. 機動的な資本政策の遂行を可能とするため、第7条(自己の株式の取得)を新設するものであります。

3. 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

#### 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、山岸文男、菊地政義、小宮山幹生、鈴木将晴、武田眞吾、原田実、山岸茂、田村和之の8氏を選任するものであります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、古賀俊二、市村和彦、渡部敏雄、堀之北重久の4氏を選任するものであります。

#### 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額を年額180百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与等を除く。)と定めることとあります。

#### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額42百万円以内と定めることとあります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	賛成率 (%)	決議 結果
第1号議案 剰余金処分の件	24,097	701	0	93.44	可決
第2号議案 定款一部変更の件	24,333	465	0	94.36	可決
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件					
山岸 文男	24,243	555	0	94.01	可決
菊地 政義	24,287	511	0	94.18	可決
小宮山 幹生	24,320	478	0	94.31	可決
鈴木 将晴	24,320	478	0	94.31	可決
武田 眞吾	24,320	478	0	94.31	可決
原田 実	24,320	478	0	94.31	可決
山岸 茂	24,318	480	0	94.30	可決
田村 和之	24,320	478	0	94.31	可決
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件					
古賀 俊二	24,302	496	0	94.24	可決
市村 和彦	24,160	638	0	93.69	可決
渡部 敏雄	24,312	486	0	94.28	可決
堀之北 重久	22,210	2,588	0	86.13	可決
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件	24,471	327	0	94.89	可決
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件	24,479	319	0	94.92	可決

(注) 1. 各議案の可決要件は次のとおりです。

- (1) 第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。
- (2) 第2号議案は、議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。
- (3) 第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。
- (4) 第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。
- (5) 第5号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。
- (6) 第6号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。

2. 賛成率につきましては、本総会当日出席の株主全員の議決権数を分母に加算して計算しております。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分により、全ての議案について結果が明らかになったことから、株主総会当日出席株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権の数については、当日、委任状により代理出席された株主並びに出席した役員等、当社において確認が取れたもののみを加算しております。